申請書提出前の「簡易算定機能」の活用 ①

例：申請された経路上に、通行不可の箇所が含まれている

【問題点】

・道路管理者間協議も含めた審査の結果、通行不可となる可能性が高い。
・また、実際に通行不可であるか（迂回路の有無含め）確認することとなり、その分審査時間が余分に掛かってしまう。

【申請時の留意点】

・申請書の作成時・提出前に「簡易算定機能」により、通行可否、指定方向外進行不可、一方通行、夜間通行（重量Ｄ）区間の有無などを確認してください。（算定結果を踏まえた上で、ルート選定することをお勧めします）通行不可がある場合、差戻します。

「デジタル地図経路作成システム」で通行条件を設定する場合（オンライン申請）

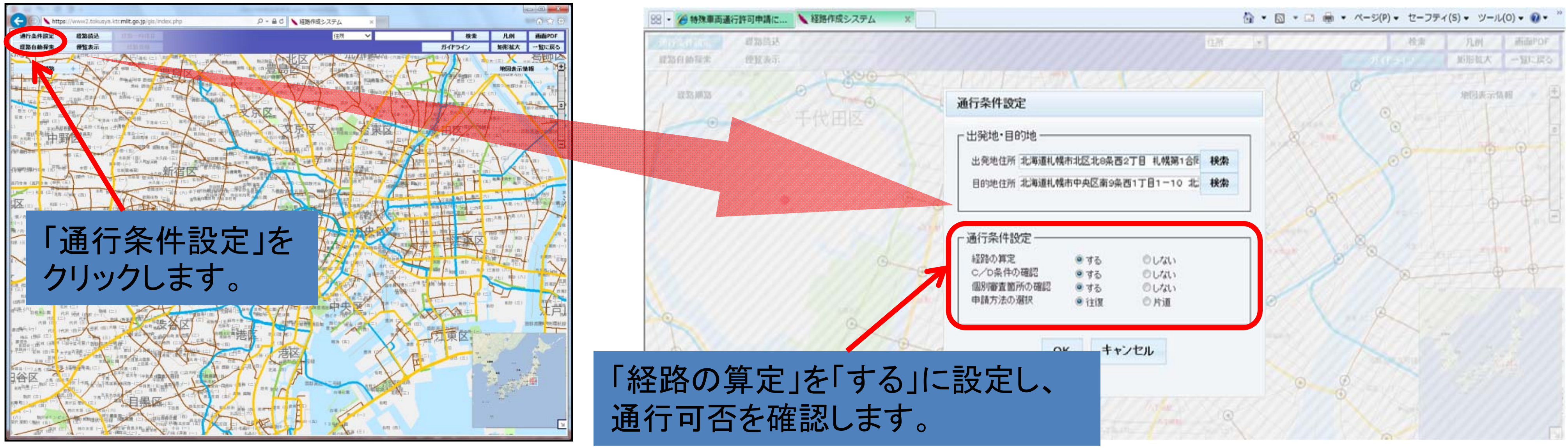

申請書提出前の「簡易算定機能」の活用　②

〇オンライン申請ＰＲサイトから算定機能のみ利用する場合（オンライン申請の場合）

〇申請支援システムから申請書を作成・算定する場合（オンライン申請のみ）

申請書作成状況一覧

申請書、申請データをダウンロードする場合は、それぞれ「ダウンロード」ボタンを押して下さい。
要再作成となっている場合、メッセージ内容を確認し、申請書を再度作成して下さい。
予約を取り消す場合は、「キャンセル」ボタンを押して下さい。
申請書の確認を行う場合は、申請データを一度ダウンロードし、「申請データの算定」ボタンを押して下さい。
申請データを国道事務所に提出する場合は、提出ボタンを押して下さい。

申請書・申請データの保存期間は14日です。作成完了から14日で削除されますので、提出後は「ダウンロード」ボタンでデータをダウンロードしてください。

申請番号	申請書作成予約受付日時	作成状況	作成完了日時	メッセージ	操作	
000[illegible]	平成27年08月28日 09時25分	作成完了	平成27年08月28日 09時25分		申請書	ダウンロード
					申請データ	ダウンロード 提出
					算定結果	ダウンロード
					申請書	ダウンロード

申請情報入力後に遷移する「申請書作成予約登録」画面から算定結果をダウンロードできます。

申請書提出前の「簡易算定機能」の活用　③

○オンライン申請ＰＲサイトから算定機能のみ利用する場合（ＦＤ申請の場合）

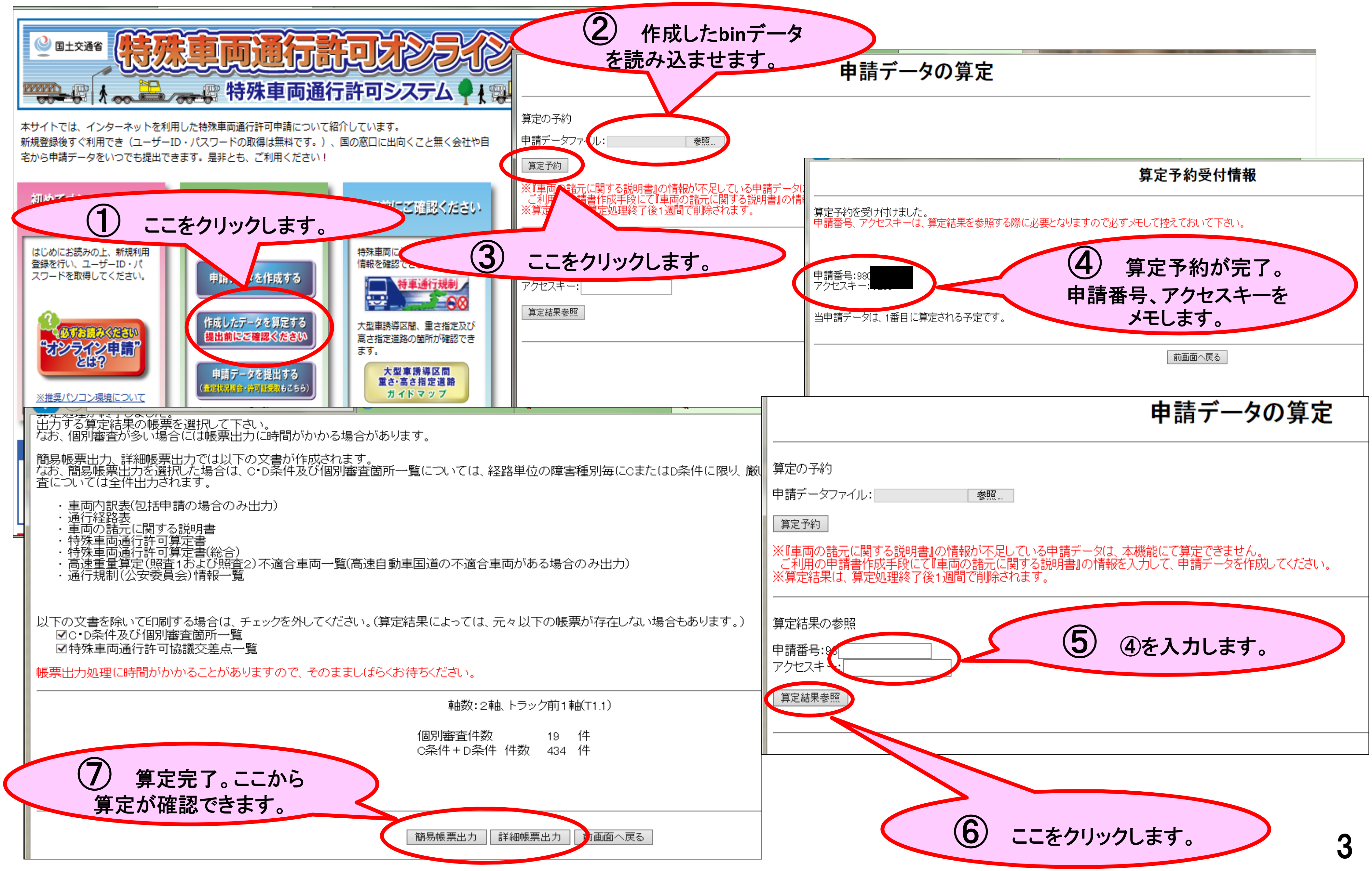

申請書提出前の「簡易算定機能」の活用　④

○簡易算定機能の出力帳票で確認できること（抜粋）

・特殊車両通行許可算定書　総合的な算定結果や個別審査の有無を表示します。

特殊車両通行許可算定書

受付日 ：		受付許可番号 ：
通行開始年月日 ： 平成２７年１０月１日		通行終了年月日 ： 平成２９年９月３０日
申請区分 ： 新規	申請分類 ： 普通	経路指…
申請車種：一般セミトレーラ(バン型)		
新規開発車両の基本通行条件 高さ＝該当せず、長さ＝該当せず、重量＝該当せず		通行経…
危険物積載の有無：	申請車両台数 ：トラクタ1台、トレーラ1台	
車両寸法分類 ： Ⅰ－１	軸形式 ： 軸数：４軸、トラクタ前１軸、トレーラ後２軸	

「超寸法」と表示の場合は、軌跡図、運行計画書及び理由書を添付してください。

車両幅	車両高さ	車両長さ	－
2.49 m	3.79 m	15.82 m	－
車両自重	前部積載物	後部積載物	総重量
15.29 t	17.00 t		32.29 t

軸・重心間距離

11	12	13	14	15
3.18 m	2.44 m	9.52 m	3.16 m	1.50 m
16	17	18	19	110
0.75 m	8.77 m			
111	112	113	114	115

軸データ

軸	A軸	B軸	C軸	D軸	E軸	F軸	G軸	H軸
空車時自重	4280 kg	2170 kg	3160 kg	3160 kg				
軸重計算結果	6370 kg	8720 kg	8600 kg	8600 kg				

車両諸元

最大軸重	最遠軸距	隣接軸距	最外輪中心間距離
8.72 t	11.96 m	1.50 m	2.00 m

通行条件

重量	個別審査	寸法	個別審査

「最大軸重」と「隣接軸重」が制限値を超過していないか、確認（P20・21）します。

備考

・合成値による車両情報登録が行われている場合及び軸種その他（トリプル軸有）においては、H17.9.29適用のトリプル軸を有するセミトレーラの床版の許可限度重量算定方法は適用されません。

通行経路 ： 001	通行区分 ： 往復
経路算定結果 ： 個別審査	通行条件 ： 重量（個別審査）、寸法（個別審査）
出発地住所 ： 北海道札幌市中央区北２条西１９丁目　札幌開発建設部	
目的地住所 ： 北海道札幌市中央区南９条西１丁目１－１０　北海道トラック総合研修センター	

通行条件	B	C	D	個別審査	通行不可
狭小幅員	0	0	－	0	0
上空障害	0	0	－	0	0
曲線障害	0	0	－	0	0
交差点	6	1	－	0	0
橋梁	0	0	0	0	0
高速道路	0	－	－	0	0
スパン			－	0	0
通行規制				0	－
未収録				15	－

「未収録路線」がある場合は、付近図を添付します。

特殊車両通行許可算定書（総合）

受付日 ：		受付許可番号 ：
通行開始年月日 ： 平成２７年１０月１日		通行終了年月日 ： 平成２９年９月３０日
申請区分 ： 新規	申請分類 ： 普通	経路指定方法 ： 経路申請
申請車種：一般セミトレーラ(バン型)		
橋梁照査：高速自動車国道等及び指定道路＝適合せず、橋梁の設計荷重がTL_20活荷重以上の道路＝適合せず		
新規開発車両の基本通行条件 高さ＝該当せず、長さ＝該当せず、重量＝該当せず		通行経路数 ： 4
危険物積載の有無：	申請車両台数（合計） ：トラクタ1台、トレーラ1台	
軸形式：軸数：４軸、トラクタ前１軸、トレーラ後２軸　（1台、1台）		

回避しないと、差戻します。

軸種	狭小幅員	上空障害	曲線障害	交差点	橋梁	高速道路	通行不可
S1.1-2	A	A	A	C	A	A	無し

※通行不可欄に「有り」と表示される場合、当該箇所を回避した経路に直した上で、再度確認してください。

※未収録路線は簡易算定されないため、申請書の提出後に道路管理者で別途通行不可の有無を確認します。また、未収録交差点（デジタル地図では青点）で経路を選ぶと、収録路線であっても簡易算定されません。一旦、収録交差点（黒点）で経路を選択したデータで、簡易算定してください。

申請書提出前の「簡易算定機能」の活用　⑤

○簡易算定機能の出力帳票で確認できること（抜粋）

・Ｃ・Ｄ条件及び個別審査箇所一覧（簡易版含む）

　特殊車両通行許可限度算定要領に基づき、各箇所の寸法の限界や橋梁の限度重量などを表示。

C・D条件及び個別審査箇所一覧（簡易版）

枚数順番号	

受付許可番号：　札建特車 第　　号　　　軸数：5軸、トラクタ前1軸、トレーラ後2軸　(S1.2-2)

通行経路	出発地住所	目的地住所	備考

障害種別	条件	道路管理者	路線名称	地先名	往復区分	名称(交差点又は構造物)	出発地側交差点	交差点地先名	～	目的地側交差点	交差点地先名
曲線	C	北海道開発局　帯広開発建設部	一般国道 274号線	字芙蓉	往復	-	#6442470111	鹿追	～	#6442470078	字熊牛
							申請車両の占有幅-3.64m 車道幅員-2.75m				
橋梁	個別審査	北海道開発局　帯[illegible]発建設部	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	字熊牛
							[illegible]				
橋梁	個別審査	北海道開発局　帯広開発建設部	一般国道 274号線	芙蓉西19線	往復	紅葉橋（2）	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	字熊牛
							D条件の限度重量-53.74t				
橋梁	D	北海道開発局　帯広開発建設部	一般国道 274号線	芙蓉西20線	往復	萩橋	#6442470111	鹿追	～	#6442470078	字熊牛
							C条件の限度重量-54.84t　21時～6時に通行のこと				
交差点	個別審査	北海道開発局　帯広開発建設部	主要地方道 北海道75号線 帯広新得線	字熊牛	往復	#6442470078	-	-	～	-	-
							対向車線を侵して折進できる車両分類値-Ⅲ, 対向車線を侵さず折進できる車両分類値-不, 申請車両分類値-0				
交差点	C	北海道　十勝総合振興局　帯広建設管理部	主要地方道 北海道75号線 帯広新得線	字熊牛39－42	往復	北熊牛#6442570025	-	-	～	-	-
							対向車線を侵して折進できる車両分類値-0, 対向車線を侵さず折進できる車両分類値-Ⅱ, 申請車両分類値-0				
橋梁	個別審査	北海道　十勝総合振興局　帯広建設管理部	主要地方道 北海道75号線 帯広新得線	字北熊牛	往復	新清橋	北熊牛#6442570025	字熊牛39－42	～	#6442570016	屈足
							D条件の限度重量-53.74t				
橋梁	個別審査	北海道開発局　帯広開発建設部	一般国道 38号線	新得	往復	東造橋	栄町#6442560010	新得	～	南1条10#6442470046	清水
							D条件の限度重量-55.61t				

1カ所でも「D」がある場合、申請全体が夜間条件となります。
また、障害種別「狭小幅員」で条件が「C」で、車両の幅3m超の場合も夜間条件となります。

※条件欄に「個別審査」と表示される場合、当該箇所の詳細な審査（道路管理者間協議含む）が必要となります。
　特に、D条件の限度重量が示される場合は、橋梁への影響が甚大であるため、表示された限度重量以内に積載物重量を減らした上で申請するのが望ましいです。（車両の軸数や寸法によっては表示されない場合もあります）
　単体物品で分割不可能のため減量できない場合は、あらかじめ、当該箇所の道路管理者（橋梁担当課）と調整願います。
　各々の限度重量以内まで積載物重量を減量すると、夜間条件（D）、誘導車条件（C）を回避することができます。